

消費者安心・安全ニュース

NO.15

小学生の息子が、家族共用のタブレット端末でオンラインゲームの有料アイテムを次々に購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されており、子どもも利用できるようになっていた。請求が届くまで気が付かなかった。請求を取り消してほしい。

親のクレジットカード カードで オンラインゲームに 高額課金!

※ 親の知らない間に子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという相談が多く寄せられています。



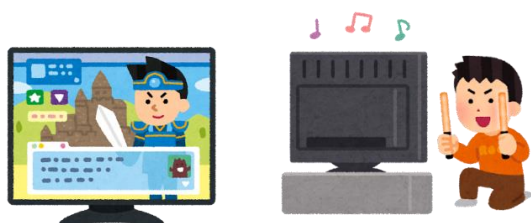
困ったときは、

- 帯広市消費生活アドバイスセンター
☎0155-22-8393

子どもの保護者の皆様へ

トラブルにあわないために…

オンラインゲームやライブ配信サービスで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。また、子どもが無断でクレジットカードを持ち出さないよう、管理しましょう。



クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、日ごろから状況を確認しましょう。



子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール(※)等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。

※子どもにとって好ましくない内容のウェブサイトやコンテンツに対し、利用や閲覧の制限を設ける機能



未成年者が保護者の許可なく課金した場合には、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。ただし、保護者のアカウントを子どもが利用して課金した場合や、ゲーム内の年齢確認画面で成人であると偽って課金している場合には、取消しや返金が認められないケースがあります。



困ったときは、帯広市消費生活アドバイスセンターにご相談下さい。

※ 帯広市消費生活アドバイスセンター ☎ 0155-22-8393

※ 消費者ホットライン「188(いやや)」

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。